

## 市第 2 号議案 横浜市港北区における区民文化センター基本構想 検討委員会条例の制定について

### 1 制定の趣旨

港北区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議するために、市長の附属機関として、「横浜市港北区における区民文化センター基本構想検討委員会」を設置します。

### 2 委員会の概要

#### (1) 所掌事務

港北区における区民文化センターの基本構想に関する事項の調査審議

#### (2) 委員数

15 人以内

#### (3) 委員構成

港北区内の文化活動団体関係者、地域の代表者、学識経験者等

#### (4) 委員任期

基本構想に係る答申を市長が受けた日まで

#### (5) 事務局

港北区区政推進課

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 7 月～ 委員会開催（4 回程度）

平成 28 年 3 月頃 答申

### <参考>

#### ○ 区民文化センターの概要

##### (1) 根拠条例

横浜市区民文化センター条例(平成 5 年 3 月横浜市条例第 13 号)

##### (2) 目的

地域に根差した個性ある文化の創造に寄与する

##### (3) 整備状況

10 館整備済み（鶴見、神奈川、港南、旭、磯子、緑、青葉、戸塚、栄、泉）

※瀬谷・・・平成 26 年度に「横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会」を開催し、答申を受領

#### ○ 港北区における区民文化センター

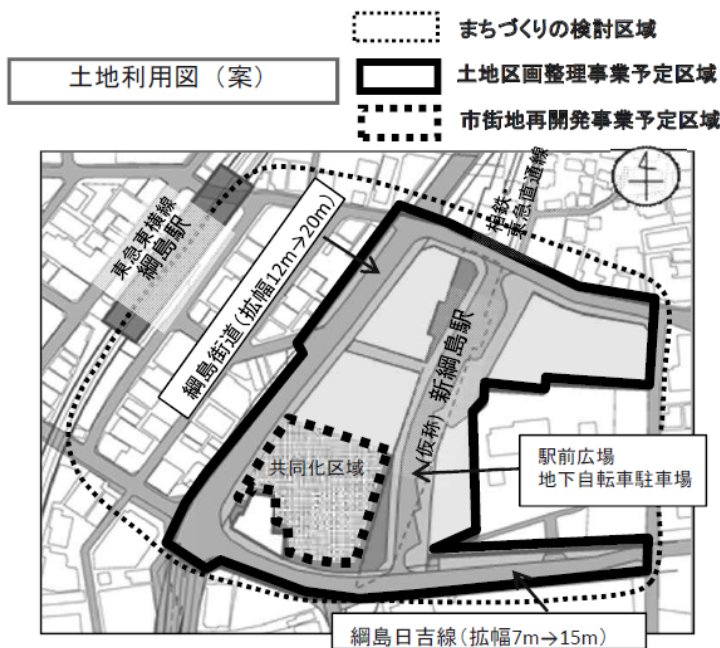
新綱島駅周辺地区土地区画整理事業・市街地再開発事業の中で整備予定

「新綱島駅周辺地区土地区画整理事業・市街地再開発事業」について

(平成 27 年度「都市整備局 予算概要」から)

綱島駅東口地域(約 4.5ha)において、まちづくりの検討を進めてきましたが、相鉄・東急直通線の新駅整備を契機として、新駅となる(仮称)新綱島駅の地上部を活用した駅前広場の整備や綱島街道をはじめとする都市計画道路等の拡幅などの都市基盤施設を整備するとともに、駅前のポテンシャルを生かした土地利用の促進を図ります。そのため、新駅周辺(約 2.7ha)の区域において、市施行による土地区画整理事業と、その一部の区域では組合施行による市街地再開発事業を一体的に実施し、鉄道の開業にあわせて、新たな街を形成します。

27 年度は、都市計画決定の手続きを進めるとともに、駅前広場などの都市基盤施設や、区民文化センターの導入を予定している再開発ビルなどの計画の具体化を図ります。



【土地区画整理事業の計画】(予定)

施行者	横浜市
施行面積	約 2.7ha
施行期間	平成 27 年度～32 年度
総事業費	約 56 億円
公共施設	都市計画道路、駅前広場 地下自転車駐車場

【市街地再開発事業の計画】(予定)

施行者	組合
施行面積	約 0.5ha
施行期間	平成 27 年度～31 年度
総事業費	約 152 億円
主な施設	商業施設、都市型住宅 公益施設(区民文化センター)